

MSW（医療ソーシャルワーカー）（育休代替職員）募集要項

業務内容	（雇入れ直後）総合病院におけるMSW業務 （変更の範囲）なし
雇用形態	嘱託職員（育休代替職員）
契約期間	期間の定めあり（育休取得職員の休業期間による） 契約の更新 有（育休取得職員の休業期間、契約期間満了時の勤務成績、態度等により判断） 通算契約期間は育休取得職員の休業期間を上限とする。
試用期間	採用日から2週間
応募資格	1 社会福祉士の資格を有するもの 2 令和8年4月1日時点で社会福祉士資格取得見込みのもの
募集人員	1名
採用時期	随時
選考内容	個別面接（1回）
選考会場	香川労災病院管理棟3階会議室
選考日時	随時行います（履歴書をお送りいただきましたら、ご連絡させていただき試験日を調整いたします）
応募方法	1 提出書類 1) 履歴書（写真貼付） ※学歴は、高等学校入学時から記入してください。 ※職歴で非常勤の勤務がある場合は、週勤務時間をご記載ください。（週**/40時間） ※認定資格がある場合は、その資格も記入し、資格証書の写しを添付してください。 2) 成績証明書（現在学生の方のみ） 3) 卒業見込み証明書（現在学生の方のみ） 4) 社会福祉士登録証（写）A4版（資格取得者のみ） 5) その他 封筒に「MSW（育休代替）応募書類在中」と朱書きしてください。 応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。 2 提出先 〒763-8502 丸亀市城東町3-3-1 香川労災病院 総務課
業務内容	医療ソーシャルワーカー業務、治療と仕事の両立支援 療養中の心理的・社会的問題の解決に向けた調整、 退院援助、社会復帰援助、受療援助、経済的問題の解決、 調整援助、関係機関（者）等との連携及び協力 等

待遇概要（令和8年4月現在）

給与	1 初任給（新卒の場合） 4年制大学卒 1,131円～ 短大・専門卒（3年制） 1,114円～ ※実務経験のある方については、経験年数を考慮して時間給を決定します。 2 諸手当 ・時間外勤務手当 時間数×時間単価×1.25～ ・処遇改善手当等 11,000円程度（施設基準・勤務時間により変動あり） ・住居手当 本人名義の賃貸の場合、28,000円を上限として支給 ・通勤手当 50,000円を限度として支給 ・扶養手当 扶養家族がある場合に支給 ・期末勤勉手当 年2回一時金として支給実績あり（6月、12月） 3 昇給制度 常勤換算で12月経過する毎に昇給（上限あり）
勤務体制	1 勤務時間 8:15～17:15（休憩60分） ※週5日のうち1日は、8時15分～16時15分の7時間勤務 2 就業場所 （雇入れ直後）香川労災病院 医事課 （変更の範囲）なし 3 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 4 休暇 年次有給休暇10日付与（採用6月後から）、産前・産後休暇、子の看護休暇、介護休暇、 セルフケア休暇、不妊治療休暇、夏季休暇および冠婚葬祭等に伴う特別休暇等 4 休業 育児、介護、病気、進学等の休業制度あり

福 利 厚 生	<p>1 社会保険等 ※勤務時間等により変更あり 健康保険、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金（加入・非加入は本人の希望による） 雇用保険、労災保険等</p> <p>2 被服 制服貸与</p> <p>3 その他 健康診断、各種予防接種（インフルエンザ、B型肝炎、麻しん風しん等）実施 院内保育所（入所随時相談）、財形貯蓄制度、ホテル宿泊費補助、人間ドック費用補助等あり 制服貸与、マイカー通勤可（職員駐車場あり）、院内売店利用可能、敷地内全面禁煙</p>
そ の 他	<p>採用に関してのお問い合わせは、総務課庶務係へご連絡ください。 連絡先 0877-23-3111（代表） 担当：藤本・荒木</p>